

平成17年度文部科学省委託事業
青少年を取り巻く有害環境対策の推進
実践報告書

熊本県青少年を取り巻く有害環境対策実行委員会
熊本県PTA連合会

ごあいさつ

インターネットなどの新しいメディアは、その利便性や有効性が認められ教育機関でも様々な形で活用が進められています。しかしながら、利便性が高いため有害な形での利用も多くあり、子どもを巻き込んだトラブルや犯罪が大きな問題となっています。

昨年度、文部科学省の指定を受け熊本県PTA联合会を中心に実行委員会を設置し、「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」事業に取り組みました。取り組みの効果を高めるため、委員会にはマスコミ、通信企業、学識者、警察、青少年健全育成の担当部局、教育委員会、学校教育関係者、県P連、高校P連、私学P連の代表に参加いただきました。

昨年度は、インターネットの「光」と「影」の両面を、親子で理解することがまずは重要と考えフォーラムや講演会、啓発チラシの作成、配付を実施し、メディアに対する対応意識高揚の啓発に努めました。事業を終え、青少年を取り巻く有害環境対策は継続的な取り組みこそ重要であるとの結論に至りました。本年度も指定を受けることが出来ましたので、昨年の評価を踏まえ、講演会やフォーラム、啓発チラシの作成、配付は継続実施としました。また新規に2つの事業を実施することにしました。一つ目の事業は、県下の有害環境の現状を把握することが重要と考え、実態調査を実施することにしました。実態調査の結果得られた有害情報は、県の青少年育成県民会議、県警の協力を得て問題解決への取り組みを継続的に進めさせていただくことにいたしました。また二つ目の事業として、今後の青少年を取り巻く有害環境対策の大きなモデルとなる、学校と連携したメディア教育を生み出すことが重要と考え、学校を指定し教育モデルづくりに取り組みました。本年も、青少年に対する凶悪犯罪が各地で発生し警察なども防犯メールなど新しいメディアの活用を進めています。青少年にとってのメディアの活用等を見極めながら対策を考えて行かねばならないことを強く感じた一年でした。

一年で全ての目的を達成し結果を得ることは難しい事ですが、目的を持った対策事業を進める中、得られた経験を活用することで、「青少年を取り巻く有害環境対策」となると考えています。今回、本事業の実践報告書を作成することで、「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」がさらに進むことに役立つことが出来れば幸いです。また、本県では、得られた実践経験を県PTA联合会を中心に今後も役立てて参りたいと思っています。

最後に、この事業を実施するにあたりご協力いただいた関係機関や実行委員会の皆様に厚く御礼申し上げます。

熊本県青少年を取り巻く有害環境対策実行委員会

会長 曾我邦彦

目 次

はじめに

事業の概要.....	3
1 趣 旨.....	3
2 事業内容.....	3
事業実施上の基本的な考え方.....	4
事業の実際.....	5
1 実行委員会.....	5
(1) 第1回実行委員会	
(2) 第2回実行委員会	
(3) 第3回実行委員会	
2 地域で有害な情報から青少年を守る取り組み.....	6
(1) 有害環境実態調査	
3 メディア対応能力育成事業.....	9
(1) 目的	
(2) 講座参加者の募集について	
(3) 講座の内容と流れ	
(4) 講座の講師	
(5) 「親子で学ぼう情報メディア」講座の実施状況	
(6) 講座報告	
4 啓発活動事業.....	16
(1) 啓発フォーラム	
(2) 啓発用ちらしの作成と配付	
(3) 本事業の報告書を作成し、関係機関等へ配付	
(4) モデル地区指定の実施	
事業を終えて.....	21
1 事業の成果.....	21
(1) 情報活用能力育成事業について	
(2) 啓発フォーラムについて	
(3) 各関係機関の連携の強化について	
2 今後の課題.....	22
資 料.....	23
・ 実行委員会設置要項	
・ 事業実施要項	
・ 啓発用ちらし	

事業の概要

1 趣 旨

近年、インターネットや携帯電話等が普及し、さまざまな情報を容易に収集できるようになり私たちの生活も豊かで便利になってきた反面、昨今の青少年を取り巻くメディア（インターネット、携帯電話、TVゲーム等）上の有害環境は、子どもたちの健全育成に大きな影響を及ぼしている。その対策を推進するために関係者からなる実行委員会を組織し、子どもや保護者を対象とした情報活用能力育成事業や啓発活動事業を実施し、有害環境対策に対する意識の高揚を図る。

2 事業内容

有害環境対策の推進を図るため、各関係機関との連携を深め、次のような事業を実施する。

(1) 実行委員会の開催

県内の現状について把握するとともに各関係機関による取り組みの情報共有を図り各機関の取り組みのさらなる連携を図る。

本事業の推進方法について協議するとともに、本事業の成果を広報啓発する。(年3回実施)

期 日	場 所	主 な 内 容
平成17年7月8日	熊本県総合福祉センター	・事業の概要説明
平成17年11月9日	熊本県総合福祉センター	・事業の経過報告
平成18年2月23日	熊本県総合福祉センター	・事業の反省

(2) メディア能力育成事業

単位PTA等の研修会の機会を利用して、保護者と子どもが一緒に参加する形式で下記のような講座を実施する。

ア 保護者と子どもがインターネットや携帯電話等の利用法について一緒に話し合う講座(ワークショップ等)

イ 出会い系サイトや有料サイト等のメディアの危険性について学習する講座(ワークショップ等)

ウ メディアの有用性や、子どもの成長に与える影響について学ぶ講座(講演会)

開催会場については、県内の各PTA組織から希望を取り、県内8カ所程度で実施する。テーマについては各地域の実情に合わせて選ぶ。

モデル地区(単位PTA)を指定し、5回程度の講座を開催する。

(3) 啓発活動事業

保護者や地域の方々の意識の向上を図るために次の事業を実施する。

- ア 啓発フォーラム「～今の子どもたちの現状は・互いに語ろう真実を～」の実施
- イ 啓発用チラシの作成と配付
- ウ 事業の報告書を作成し、県内の各学校及び市町村教育委員会等へ配付

(4) 有害環境実態調査

地域で有害情報から青少年を守る取り組みとして、地域の商店やコンビニ、ビデオショップ等での区別陳列等の実態調査と有害図書等の自動販売機の撤去申し入れ活動を実施する。

事業実施上の基本的な考え方

本事業の委託を平成16年度に引き続き熊本県PTA連合会が中心になって実行委員会を立ち上げて委託を受けたものであるが、昨年度の本事業ならびにそれまでの県PTA連合会としての子どもたちを取り巻く有害図書や子どもに悪影響を及ぼすTV番組等への取り組みについてはかなりの成果を上げてきている。それにもかかわらず、県内においてインターネットや携帯電話等からの有害な情報により、被害を受ける子どもが増えてきているという現状がある。

また、子どもたちは、学校等での情報学習等でパソコンやインターネットの使い方について学び、ある程度の知識は持っているが、保護者の方はITについて分からない、よく知らないという人が多いという現状も昨年度の事業を通してあらためて感じたものである。

そこで平成17年度は昨年度同様の視点と次のような新たな視点を加味して本事業を計画した。

1 PTA組織を活用し、多くの保護者へ啓発を図る。

このような事業を実施する際には、人を集めることが難しいものである。興味を持っている人は参加するが、興味のない人はなかなか参加しようとならないのが実情である。しかし、PTAの研修の機会を利用することでより多くの方が参加できると考えた。

2 大人と子どもが共に学ぶ場を設ける。

情報活用能力育成講座の実施については、親と子が共に学び意見を交わしながらインターネットや携帯電話の使い方についてのルールづくり等を行うことによって保護者や子どもたちの意識もより高まっていくだろうと考えた。

3 関係機関との連携を密にして事業を実施する。

PTAの組織だけでなく、学校教育関係者やメディア関係者、警察、青少年健全育成の担当部局等と連携を図り、それぞれの情報を共有することで事業の効果が上がると考えて実行委員会等を組織した。特に有害環境実態調査等においては市町村の条例制定等により更なる成果があがるよう関係機関に申し入れを行ないたい。

4 情報メディアの有用性を第一とする。

このような事業を実施すると、影の部分だけをクローズアップしすぎて、使わせないとか持たせないとか極端な反応を示す保護者もいる。しかしこれからの社会で生きていく子どもたちにとっては必要な物であり、その利用の仕方についてみんなで見守っていくという意識の向上を図りたいと考えた。モデル地区（単位PTA）ならびにフォーラムにおいてはそのための教育活動を教職員と有識者ならびにIT技術者により実践した。

事業の実際

1 実行委員会

(1) 第1回実行委員会

期 日 平成17年7月8日（木）10：00～12：00

内 容

開 会

県PTA連合会長あいさつ

委員紹介

実行委員長選出

議 事

「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」事業について
学校における有害環境に対する指導の現状と課題
熊本県内の青少年の有害環境に関する現状と課題

協 議

青少年を有害環境から守るための具体的な取り組みは。
各関係機関による推進体制をどう図るか？本事業について具体的な進め方等について協議した。

(2) 第2回実行委員会

期 日 平成17年11月9日（金）13：00～15：00

内 容

開 会

実行委員長あいさつ

協議事項

ア、各地域の商店、コンビニ、ビデオショップ等での有害環境の実態調査及び自動販売機の設置状況を各単Pへ調査依頼書を配付し調査する。調査結果に応じて、県環境生活部交通安全青少年課と連携し撤去の申し入れをする。

イ、メディア対応能力育成事業として、モデル地区を指定し5回程度の講座を開催し、対応意識と能力の向上を図る。「親子で学ぼう情報メディア」講座の推進状況について

ウ、「親子で学ぼう情報メディア」講座 8 箇所程度募集案内を行う。

エ、フォーラムの開催について

オ、啓発用ちらしの作成と配付について

カ、親子ふれあいデーの推進を図るためのリーフレットの作成と配付について

(3) 第3回実行委員会

期 日 平成18年2月23日(木) 10:00~12:00

内 容

開 会

実行委員長あいさつ

説明事項

ア フォーラム

イ 有害環境実態調査

ウ 「親子で学ぼう情報メディア」講座の実施結果

エ 啓発用ちらしの配付

オ メディア対応能力育成事業

協 議

(1) 説明事項に関する質疑

(2) 本年度の活動を振り返って

(3) 来年度の事業継続に向けて

2 地域で有害な情報から青少年を守る取り組み

(1) 有害環境実態調査

有害環境の実態を調べるために県下小中学校へ調査を依頼し、熊本県の有害環境実態調査をまとめた。以下にその一部を抜粋した。

ビデオショップでの陳列状況

- アダルト製品自動販売機(平井小校区3ヶ所)

契約している地主協力要請(車が駐車できないようにする)

契約解消は期限まで不可能。

- ビデオショップ(平井校区内1件)

一般とアダルトコーナーの区分と、青少年は免許証確認を実施(平井小校区)

- 小川町レンタルビデオコーナーの一番奥(小川中)

子どもたちの目にふれやすいように思う、改善要求(以前はコーナーが仕切っていたと思う)

- ショップの奥にあるが、中学生以下をシャットアウトできる状態にして欲しい(稜南中)

- いかにも成人向けのビデオは別な場所に仕切って陳列してあるが、R18と表示されているものが、一般のビデオと一緒に棚に陳列されてある。(月出ビ

デオ店・西原中)

- 第一空港線沿いにあるビデオショップは、大人向け専門のビデオショップで、販売自体には問題なさそうだが、近隣の道沿いに派手な看板が出ている(託麻東小)
- アダルトビデオコーナーの仕切りや監視がまったくないのと同じ。
- トレーディングカードの売買コーナーがある。

コンビニでの陳列状況

- 有害図書が一般図書と同じコーナーに陳列されており、子どもたちが立ち読みしやすい環境にある。(町内コンビニ全般)(小川中)
- 陳列方法...成人向け表示なし。(町内各コンビニ)(倉岳中)
- 販売方法...年齢確認をしていない。(町内各コンビニ)(倉岳中)
- レディースコミックはほとんど成人向けコーナーにおいていない。(荒尾第一小)
- 各コンビニとも、表に向けたガラスにアダルト系の雑誌の表紙を展示している。(健軍小)
- 校区内にはコンビニが2軒ある。どちらも書籍コーナーは少年少女雑誌と成人向け雑誌が一行に同じ並びにおかれているのが気になる。コンビニはどこも同じようだ。(東町小)
- 2、3店の状況ですが、成人用という表示をして区分してあるが、一冊ずつビニールで包装していない。(西原中)
- 手にとって見えるところに陳列しないで欲しい。(稜南中)
- コミック、雑誌等と並んで成人雑誌を並べてある。その横はアイスコーナー、トイレとあり、子どもの目に簡単に触れると思う。(上天草市立花園小)
- コンビニはどこも同じような陳列。子どもたちが容易に見れるようになっている。(宇土市立花園小)
- 陳列方法を一般図書と分けて欲しい。(宮地岳小)
- コンビニ等における本の陳列状況が悪い。

商店での陳列状況

- ある書店では有害図書の陳列について表示してあるものの、カウンターから少し見えにくく、また他の場所にも有害図書の類のものが見受けられる。特にゲームコーナーがあるため子どもの出入りも多いようである。(稜南中)
- 上熊本の大型ディスカウント店：食品売り場 おもちゃ売り場 成人コーナーと続いているので、知らずに入ってしまう可能性がある。コーナーは入り口あたりが、気持ち狭くなっている程度ではっきり区別されていない。(井芹中)
- カーテンがしてあるが、カーテンが短く商品が丸見え。(荒尾第一小)
- 有害図書と思われるレディースマンガ本や、週刊誌が、区分されずにティーンズもののすぐ横においてあり、表示が無い。これが成人向け用でないなら

ば、中身が凄く過激だと思われた。(西原中)

- エアガンの販売において年齢確認を確実にお願いしたい。

有害図書等自動販売機の実態状況

- 山鹿市、鹿本郡で唯一の店が本校区(広見小)にある。24時間営業なので高校生など未成年が購入しているという噂がある。土地の借用などの問題があり、単Pだけでは撤去等申し入れにくい。国道3号線沿いで近くに民家はなく入りやすい。(広見小)
- 食場から山越えして川原町方面へ向かうところにある。(食場信号より300mに設置)夜、高校生らしき人を見かける。食場地区から山口地区に通じる道路の山袖の地点。(稜南中)
- パトカーの定期巡回をお願いする。(平井小校区)
- 国道221号線(人吉市・下漆田町に1箇所、上漆田町1箇所)に自販機あり。別紙シールの表示があるが、青少年健全育成のためにふさわしくない。できれば撤去してほしい。(人吉第三中)
- 託麻東小校区内に有害と思われる自動販売機がある。校区外にも近くの運動公園の北側、自動販売機がたくさん設置されている中に、有害と思われる本を販売している小屋がある。(託麻東小)
- 西合志町合生(辻久保交差点より約300m西)に自動販売機が設置されている。(10年ほど前より)(西合志第一小)
- 成人向けの本、ビデオの自動販売機が杵宇土町長野地区(道路横)にある。子どもにも目に付く。(杵宇土小)
- 日奈久久馬越町鳩山(日奈久中)、古保山・城南線(松橋中)、焼米地区(菊水東小)にそれぞれ自販機がある。
- 県道3号線菊水内田地区の塩井谷橋近くに二台の自販機がある。

その他

- レディースコミックに対しての「有害図書」の認識があまりない。(荒尾第一小)
- ビニールで包装していなく、テープ止めしている店もある。(荒尾第一小)
- 「成人向けコミック」のマークが分かりづらい、どの本が有害図書なのか分かりづらい。(荒尾第一小)
- 今回の調査で、その種の図書の多さに驚いた。エリアの仕切りや表示は明確にされているが特にコンビニでは目に付きやすく、私服の高校生等への管理は困難ではないかと感じた。(亀場小)
- 亀川のあるお店では、中学生が有害ビデオを借りている。簡単に貸してくれるようだ。店側に学生には貸さないように申し入れは出来ないだろうか。(宮地岳小)
- 本校は山間部の学校なので ~ については施設そのものがない。しかし、子どもや保護者の行動範囲の拡大化やTVやインターネットなどからの情報

量の増加等を考えれば、有害情報などに対して意識の啓発をしていかなければと痛感する（河俣小）

- 古書チェーン店の中にある成人向けコーナーは店内の一番奥にあり、店員からの監視は出来にくい状況である。（人吉市立西瀬小）
- 書店へ行ってすこし表紙の見出しを眺めてみたが、犯罪につながりそうな、たとえば実録マンガ、レイプの被害にあったとか近親相姦とか、中身は見えないがマンガの中と現実と間違ってしまうまいかと、作者・内容・発行する段階から規制する必要があるのではないかと思った。ロリコンのマンガやビデオ等があるから、女の子が被害にあう事件が多くなったんじゃないかと思う。（西原中）
- 青少年が出入り、目に入るところでの陳列販売は禁止して欲しい。（稜南中）
- コンビニや公衆温泉で、夜遅くまで学生がたむろしている。
- 小学校内の死角になるところで喫煙している。
- モーターのイルミネーションが派手で好ましくない。
- 有害図書については家庭での取り組みが大事である。
- 営利目的もあるので全数撤去は不可能。
- ITが普及しているので有害映像等の対策が必要。
- インターネットにおける売買も検討課題。
- 店のモラルについて訴えて欲しい。
- テレビ番組が一番影響あると思う。
- とにかく子どもの手の届かない場所に陳列して欲しい。

3 メディア対応能力育成事業

「親子で学ぼう情報メディア講座」と題して、以下の通り実施した。

(1) 目的

情報メディアの便利性やその裏に潜む危険性について学び、情報メディアの上手な活用について親子で参加し一緒に考える。

(2) 講座参加者の募集について

募集要項を各単位PTA等に配付し、講座を希望する単位PTA等を募集。講座の参加者については、各単位PTAで広報し参加希望者を募る。

今回は7地区で講座を実施した。

(3) 講座の内容と流れ

講座の流れについて、次のような内容を例示し、講座を実施する各単位PTAから希望を取り、講師を派遣した。

- ア インターネットや携帯電話等の利用について話し合う講座
 - メディア活用の有用性について
 - メディアに隠された危険性について

(5) 「親子で学ぼう情報メディア」講座の実施状況

	期 日	会 場 参加対象者	参加 人数	内 容	講 師
1	平成17年 10月18日(火) 19:30 ~20:30	玉名市 大麻会館 玉名郡PTA連 絡協議会	保護者 33名 合計 33名	携帯電話の危険性について	県消費生活 センター 石原 堅志 氏
2	平成17年 11月26日(土) 15:00 ~16:30	熊本保健科学大 学 熊本市PTA協 議会	子ども 50名 保護者 100名 合計 150名	インターネットの正しい 利用方法 有害サイトの危険性と利 用されないための対処方 法 Webの便利性と将来性	東部中学校教頭 (市教育センター所員) 桑崎 剛 氏
3	平成17年 12月11日(日) 14:30 ~15:30	高戸小学校 体育館 1~6年生	子ども 104名 保護者 73名 合計 177名	メディアの害について	金融広報 アドバイザー 橋野 君佳 氏
4	平成17年 12月12日(月) 14:30 ~15:30	倉岳中学校 体育館 1~3年生	子ども 106名 保護者 60名 合計 166名	インターネット・携帯電話 の利用について考えよう	金融広報 アドバイザー 橋野 君佳 氏
5	平成18年 1月22日(日) 9:30 ~11:30	西原村農業構造 改善センター 西原村PTA連 絡協議会	子ども 50名 保護者 100名 合計 150名	インターネット・携帯電話 の危険性とその対処法につ いて	NPO法人 お金の学校 くまもと 徳村 美佳 氏
6	平成18年 1月24日(火) 14:15 ~15:00	姫戸小学校 PCルーム 5年生	子ども 28名 保護者 15名 合計 43名	インターネット・携帯電話 の安全性とその必要性とそ の危険性、家庭における利 用のルールづくりについて	金融広報 アドバイザー 橋野 君佳 氏
7	平成18年 1月24日(火) 10:00 ~12:00	上小学校 5年生	子ども 50名 保護者 50名 合計 100名	インターネットや携帯電話 の利用について	金融広報 アドバイザー 岩本 好美 氏

講座の様子



(6) 講座報告

講演の要旨は「携帯電話やインターネットは便利で役立つものであるが、金融やプライバシー情報に深く関わるものなので、賢い利用者にならなくてはならない」といった内容が多かった。以下はその一部を抜粋した。

【講演】

新聞とかテレビとかラジオ、インターネット、こういった情報を発信するところをメディアと言います。

私にとってメディアは好きというより必要なものです。

先ほど校長先生から「ノーテレビデー」に取り組んでいることのお話がありましたが、皆さんはどんな番組を見ていますか。

「ポケモン」「仮面ライダー響」の音が聞こえましたが、そのポケモンで、暗くなるのも忘れて一生懸命見てて、画面がピカピカピカとした時、目が回ってひっくり返った子どもが出てきました。テレビを見て楽しんでいただけなのに、どうしてひっくり返ったんだろうと思った病院の先生が、その原因を調べました。すると、子どもの脳は、たくさんいろんな事が覚えられるように、まだとても柔らかいそうです。その脳が大きな音とピカピカピカというのを見てると破壊されるそうなんです。そして、ブーと、ブーと、ブーとテレビを見てたら、テレビを見ないではいられない人になってしまうそうです。ゲームも同じだそうです。

そうすると授業中も「テレビを見たいな、ゲームがしたいな、早く終わらないかな」そんな事ばかり思うようになり、更にそれがひどくなると、テレビやゲームをしていないと、イライラして、不安になって、自分が何をしているのかも解らない状態になるそうです。それを依存症といいます。テレビやゲームにはそうした依存症の傾向がみられるそうです。

大人の脳は、子どもに比べると大分堅くなって、覚えるのが苦手な分、そうした影響は少ないそうです。だから子どもは大人以上に注意が必要なんです。だから、テレビやゲームをするのには時間を決める事が必要です。そうすればいいお友達になれると思います。

さて、皆さんはどんな風にゲームをしますか。

「ゲーム機で」「テレビにつないで」「インターネットで」「ケイタイで」

はい、いろんな風にゲームをするんですね。

保護者の皆さん。子ども達は保護者の方より、こうした情報に詳しいのではありませんでしょうか。この子ども達世代は、こういうメディアと生まれながらに付き合ってきている世代です。

皆さんの中にはインターネットが不得手という人もいらっしゃると思いますが、この子ども達が大人になるときには、それが当たり前の中になっています。時代はどんどん変化をしてきている。だから、私達が、私達の価値観で子どもに、**あれをしちゃダメ、これをしちゃダメと言えない社会**になってきているんです。禁止しているだけでは、追いつかない。新しい便利が出来たら、その便利を享受するには、どんなリスクがあるかということ、保護者の方も知っていた

だかないと、私は危ないんじゃないかと思います。

子ども達に聞きます。携帯電話で何が出来ますか。

「電話」「メール」「写真」「計算」「ゲーム」「天気情報がもらえる」「地図がもらえる」「目覚まし」「時計」「カレンダー」「着歌」

でも皆さん、もっといろいろ出来るんだよ。

これで、自動販売機で... (お財布ケイタイと言う子どもの声)

知らないお兄ちゃんとお姉ちゃんと知り合う事が... (出会い系サイトと言う子どもの声)

ちゃん知っているんだね。

先生方、保護者の方々、**子どもがこんなに知っていると知っていましたか。**子ども達はこういうアイテムの寵児です。生活の中に、感覚の中に、すんなりと入ってくる世代です。この子達が中学生になって一番ほしがるのが携帯電話なんですね。

安全ということを考えて時に、子どもに携帯を持たせるという事が出てきました。

携帯を持っていたので女子高生が命拾いをしたことがありました。

場所は、熊本市のサンリブ菊南店だったか、ある女の子が買い物を終えて帰ろうとしていたら、悪い男の人に拉致されました。車の後部座席に押し込められたんですが、押し込められた時に、ちょっと頭を打って、しばらく気を失いました。でも、車がガタガタガタと走っている振動で気が付きました。その時どうしたかという、携帯でお母さんにこっそりメールを打ったんです。今の状況と、見えるところの様子をこっそり打ち続けたんです。それで、警察が素早く動いて、一時間ちょっと後に犯人は捕まり、助け出されました。

このように、携帯はとても便利で役に立ちます。

だけど、とっても怖い面もあります。

例えば携帯を失って、他の人が拾って使えば、お金が無くなってしまいます。

実を言うと、見えないけれど、これ(カードを示しながら)と同じのが中に組み込まれています。ですから簡単に買い物、つまり借金が出来るんです。

それから、出会い系サイトの話が出ましたが、その中には、「あなたは出会い系サイトで知り合ったろ」「出会い系サイトを利用したろ」そのお金を払いなさいと、使っていないのに請求されるトラブルが発生しています。

保護者の人にお尋ねしますが、振り込め詐欺のことですけど、使ったこと無いのに、又はちょっと使ったんだけれども、それが思わぬ登録をされてしまって、ハガキで「電子消費者契約未納督促状」が来たという経験のおありの方はいらっしゃいますか(手が上がらず)

これはほとんど、携帯、インターネット、それらを持っていなくても、卒業名簿から情報が流れてしまって、下手な鉄砲数打ちゃ当たるで大量に出されます。それに対して、「こんなもの使っていないんですけど」と電話を掛けたが最後、食いつかれるように、その人とのおつきあいが始まることがあります。どうぞ架空請求には、毅然とした態度で、連絡を取らないで下さい。

でも、不安というときには、消費生活センターか最寄りの警察までご相談を下さい。

携帯電話、これ自分で勝手に買えると思いますか。買えませんね。でもどうしてでしょう。

それは、法律で「未成年の保護」が保護者に義務づけられ、子供の一般的小遣いを超えるものに関して、子供が勝手に買ったものは、保護者が取り消すことが出来る事になっているからです。つまり保護者の了解の印がなければ、売ってくれませんし、売ってはいけないという法律になっています。これを未成年者契約といいます。覚えておいて下さい。

今日は、テレビとゲームと携帯についてお話しをしました。

テレビもゲームも携帯もお父さんとお母さんが買ったものです。そのお金は何処から来るの。そう、お父さんやお母さんが働いてですね。皆さんは、お父さんやお母さんがお仕事している姿を見たことがありますか。ルンルンでお仕事しました？お仕事、結構大変だよ。

お父さんやお母さんが、又はお爺ちゃんやお婆ちゃんが、きつい、しんどい思いしてお仕事したんだから、本当は自分のご褒美がしたいのに、皆が好きなものを買ったり、お年玉をあげるのはどうしてだと思ふ。

何故なんだろう。ちょっと先生に聞いてみよう。先生は子どもにお年玉をあげますか。(はい) どうしてですか。(可愛いからです)

私もそうでした。子どもが可愛いから、愛しているから。

みんなもそう思うでしょ、愛されていて良かったね。

だから、テレビもパソコンもゲームも携帯も、お父さんやお母さんが一生懸命働いたお金で買ったものです。有り難いなーと思つて、どうかお金も、買ってもらったものも大事に使って下さい。

感想

～児童～

- ・テレビとか面白いけど、買ってもらったものだから、大切に使いようと思ひました。
- ・携帯の大切さが解りました。

～保護者～

- ・いろいろ考えさせられることが多かった内容でした。
- ・今後子ども達は、ものを大事にして、育てていって欲しいと思います。

4 啓発活動事業

メディアの有害情報対策を推進する上で、まずは、この問題を多くの保護者や子どもたち、地域に広く啓発していくことが第一と考え、次のような事業を展開した。

(1) 啓発フォーラム

「青少年を取り巻く有害環境」～今の子どもたちの現状は・互いに語ろう真実を～をテーマに県PTA研究大会において下記の内容で実施した。

ア 期 日 平成17年11月20日（土）9：30～

イ 場 所 県立あしきた青少年の家

ウ 参加者 県内PTA関係者他 450名参加

エ プログラム アトラクション

開 会

パネルディスカッション

意見交換会

閉 会

委嘱2年目のフォーラムとして開催したわけであるが、基本的には昨年の内容をさらに充実させることを目的とした。特に県PTAとしてまずはフォーラムでは有害環境の実態を知ることが昨年の主な目的としそれなりの成果を得た。

しかしながら、1年が経過して有害環境の実情は残念ながらさらに多様化している。またモラル意識の欠如などその利用する側、とりわけ子どもたちにきちんとした教育を施していかなければ、この子ども達が大人になってあらたに有害環境をつくりだすことにもなりかねないということに気づいた。そこで、本フォーラムの位置付けを情報化社会の現状を保護者



が学習した上で子ども達に情報モラルや携帯電話を利用する上でのルールづくりをどのようにさせていくかということについて着目した。昨年度基調講演をいただいた熊本大学の山中 守教授にコーディネーターを勤めていただき、パネラーに保護者の代表も加え会場からの質問時間を増やし、親の現状課題について忌たんのない意見を述べてもらうこととし、一定の成果を得た。

パネルディスカッションの内容

コーディネーター	熊本大学教育学部教授	山中 守
パネリスト	熊本県警察本部・少年課係長	高木 哲
	熊本県消費生活センター主幹	石原 堅志
	熊本県教育センター教育工学室長	戸田 俊文
	熊本県校長会生徒指導委員会副委員長	津留 武芳
	保護者代表	吉野 由美

「情報社会の利便性における功罪」
情報化社会の良い面（光の部分）について

- ・情報化社会というのは、さまざまな情報を伝えたり手に入れたりできる非常に便利な社会であるが、本当に信頼ある情報を伝える、感情を伝えるのというのが基本であり、情報を使う人、与える人との信頼関係の上に成り立つ社会である。



- ・情報社会化が進むと、知的財産や人的財産が地方に分散することができる。今の時代は、大都市に集中しているが、地方にいてレベルの高い仕事ができるようになる。つまり故郷で仕事ができるようになり、地方の発展はもとより新しい家族関係を作っていくこともできる。
- ・今、高齢化が進んでおり、将来にわたって安心して暮らせる社会を誰もが望んでいる。その点でもITは無くてはならない物である。家庭において体に変調をきたしたりした時の緊急通報システム、ボタンを押すだけで救急車を呼べるなどその良い例である。

情報化社会の影の部分について（落とし穴）

- ・コンピュータは機械で、その作りを見せることはできるが、ソフトウェアについてはそれを具体的に見せることはできない。子どもたちに説明はできてもなかなか理解が進まない一つの原因がそこにある。
- ・IT社会の落とし穴は、子どもではなく悪い大人が作っているのだが、子どもたちはそれを知らない。子どもたちは、便利と思ってインターネットや携帯電話を素直に利用しているが、落とし穴にはまって被害者になったり、加害者になってしまうことがある。しかし、それを教えるべき大人も理解していない方が多いという現状もある。
- ・子どもたちの中でインターネットに関する悩みを持っている子が、県内で小学生が3%、中学生で6.7%いる。また、メールやネットでの悪口で悩んでいる子が小学生で1%いる。これは多いと思う。

情報化社会への対応について

- ・まずは、子どもが携帯電話を持ちたい、インターネットを始めたいと言ったら本当に必要かどうか話し合うことが大切だと思う。
- ・有害サイトなどの話を機会をとらえてしてあげることが大事です。ただ、単に話すのではなく新聞やニュースを利用することこれが一番で、親子の会話にもつながると思う。
- ・子どもと話し合ったら、ルールを作ることが大事。ただ単に言葉で残すのではなく、きちんと用紙に書いて貼っておく。事件が起こるたびにそういう話をする。そうすることで子どもの意識も高くなっていくと思う。

まとめ

- ・今まで、子どもたちの健全な成長のためには、学校、保護者、地域の三者連携が必要だと言われてきた。当然非常に大切なことであるが、今のメディアに関してのこのような話、ネットやメールなどの話については、専門家との連携が必要になってくるIT分野の専門家、犯罪に詳しい警察関係者などそのような専門家の人との四者連携が必要である。

(2) 啓発用チラシの作成と配付

メディア上の有害環境に対する保護者の意識を高めるために、啓発用チラシを作成して県内小中学校の全家庭に配付した。昨年配付したチラシの表面を「親子で学ぼう情報講座」での結果を踏まえ大幅に刷新し携帯電話に関するルールとマナーについて促しさらに、その下面に、子どもが携帯電話を持つ際の親子の約束を契約書として交わせる形式にした。

裏面は、昨年同様「インターネットを安心して利用するには」として一般的な注意点や有害ホームページへのアクセスの制限方法、子どもたちがトラブルに巻き込まれた事例やその際の相談先等を掲載した。レイアウトについて若干見やすい修正を施した。(資料)

(3) 本事業の報告書を作成し、関係機関等へ配付

教育関係者や保護者、行政等で連携して対策を推進するために、本事業の実践報告書を作成し、配付する。

- ・市町村教育委員会、県内小学校、中学校、高等学校及び各校PTA等

約1000カ所

(4) モデル地区指定の実施

モデル地区(単位PTA)を指定しある一定期間に4回の講座を開催した。指定校を阿蘇市の波野小学校にお願いし、以下の通り実施した。

目的

情報メディアの利便性やその裏に潜む危険性について学び、さらに子ども達に自分達が知らない地域の特性を学習しその事を世界に向けて情報発信する手段や将来自分たちの故郷に帰っても十分仕事のできる環境があることを考えてもらう。

指定校の決定について

本事業の実行委員である熊本大学の山中教授が同校の社会科の授業において10回の講座を開催した。ITの利便性ならびに子どもと保護者とのギャップなどの一定の結果と今後の課題を得た。学校の方からは、すばらしい自然環境の中で教育された子どもだけに都市に出て行ったとき様々な有害環境に触れて戸惑う子どものためにも予防としてメディアの有害性について教育をしたいという申し出を受け、実行委員で検討し決定した。

講座の内容について

4つの観点で実施した。

ア ITを使って波野の自然環境の今・昔を親子で探り環境保護と波野の自然の素晴らしさを世界に発信する手法を学びとる。

イ メディア（パソコン・携帯電話）の利便性と有害性

ウ 情報モラルの教育

エ 将来地元で仕事をする事ができる環境づくりとは

講座の講師について

アについては熊本大学の山中教授に親子を対象に講演をお願いし、ア～エについては阿蘇テレワークセンターの技術者（阿蘇出身）に子ども達に座学と実技を交互に行なってもらった。



講座の報告

先ず同校は本事業とは別に県教委の国際理解の研究指定校を受けており、その大きな趣旨は「郷土を見直そう」

自分の故郷を知らずしてどうやって国際社会でものを言うことのできる人間になるかということである。ここでは、同校の国際理解の研究についての詳細については差し控えたいが、この郷土を見直すという講座がITを使い行なわれた山中教授の10回の講座であった。本事業ではその趣旨に着目し、情報能力の育成とともに学ばなければならない有害性の学習を同校の4・5・6年生とその保護者に対して実施した。その内容について簡単に述べたい。

波野には肥後の赤牛という世界的に競争できる肉牛が飼育されている。波野の人は赤牛というあたりまえのように思っているが牛はそもそも黒か白で赤というのは珍しい。

と同様に波野に自生している様々な国指定の天然記念物を波野の皆さんは当たり前のように見ていらっしゃるが世界でも珍しい植物が自生している。それで、30年前の波野の自然環境をパソコンを使って上空からの写真で草原の面積を比較すると今の草原は30年前の3分の1になっている。また、今、肉牛で飼育されている赤牛はもともと農耕の道具として、おじいさんの時代にはまさに機械として使われていた。だから牛はとても大切な家族の一員として扱われていた。波野小学校の児童の皆さんが今の波野の自然や牛が食べるためだけの動物だという気持ちでいたら波野の自生植物はいずれ絶滅し赤牛も国際競争に勝てなくなってしまうかもしれない。

波野の自然を大切に思う心がとても大事である。波野のこと、つまり情報をお父さんお母さんおじいさんおばあさんからたくさん聞いてほしい...中略。今の子どもたちはICレコーダーという最先端の記録の技術を数時間で習得する。お父さん達の時代にはなかった技術である。この子どもたちが波野の小中学校で学習しながら高校、大学と都市に出て行き、帰ってこなくなる。また、ICレコーダー

が出現することによりテープレコーダーはいらなくなる。技術の進歩はそういうものである。しかし、自然環境や昔のよさはなくなってはいけない。技術を習得し波野のよさを知っている若者にはできるだけ波野で仕事をしていただきたい。その場所として例えば阿蘇のテレワークセンターがある。

これからのメディア（IT）はその利便性を若者の地元回帰のひとつとしなければならない。...そのためには保護者の方々も子どもたちの心の教育（伝えなければならないこと）とご自身のメディア対応能力も子どもたちに負けないようにしていかなければならない。

山中教授の講演の主な内容は上記の通りである。そして最後に、この便利なITにはネットの先の顔が見えなかったり、かってにパソコンに侵入してきたりなどの危険がたくさんあり、そのことについても学習していかなければならないと付け加えられた。

そこで、子ども達にはテレワークセンターの技術者により情報を保存し発信する手法と、ウイルスやワンクリック詐欺などの有害なサイトやメールの事例を、質問形式にした座学と実際にパソコンを使って実技を行なった。

小学生を対象としたことで携帯電話については早すぎる感があったが、講座では親の携帯を使ったりメール・インターネットともに使ったことがある子どもが半数近くいて、小学生でも携帯電話の利用についての講座の必要性を感じた。思った以上にパソコンのチャットやメールで他人を誹謗中傷しないようなモラル意識についてはきちんと認識しており、HTML方式やテキストファイルなどについても十分理解できることに驚かされた。小学校のうちにはしてはいけないことを教えることが中学生になったときどう反映するか期待したい。反面・中学生の心の変化ということと、普及率が高くなる携帯電話（全国平均で中学生50%）については利用の実情についてさらに調査するべきとも考えられる。

本講座は主にメディアの光りの部分に着目しており、過疎地域の小学生が都市の情報から遅れず、すばらしい自然環境の中で仕事をする若者が育つことを期待したい。

講座終了後、講師に将来「テレワークセンターで働きたい」と言ってきた子どもがいたことが印象に残っている。



事業を終えて

1 事業の成果

(1) 情報活用能力育成事業について

今回も、「親子で学ぼう情報メディア講座」として実施した。昨年同様県内のPTA団体から講座の希望を募るといった方法をとった。結果的に7校で実施した。参加者は子ども388人、保護者431人、計819名であった。参加者からの感想は、子どもにとっても保護者にとっても概ね好評であったということは昨年同様である。特に子どもの携帯電話の利用についてはその普及率が全国平均の小学生25%中学生50%に対し、大幅に下回っているとはいえ昨今の安全上やコミュニケーションの手段としての利便性が、子どもに携帯を持たせないという親の考えをそのうち凌駕してしまう感があり、有害サイトから身を守る前に携帯電話を利用する上での家庭内でのルールの徹底とお金に関する自己管理能力を身に付けさせる手段として、お小遣い帳のつけさせ方といった講座が目立った。余談ではあるが家計簿をつけていらっしゃる保護者は講座の参加者の中でも3分の1程度であった。そういった点で学校では学ばない点について専門家から説明を受けることができたこと、また、保護者と子どもと一緒に話し合うことの話づくり、話し合うきっかけづくりができたと考える。

(2) 啓発フォーラムについて

本事業をPTA連合会が中心に実行委員会を作り、受けたこともあって、今回も県のPTA研究大会の第 分科会として実施した。おかげで、フォーラムの広報や準備等の面でも開催地のPTA役員に協力いただき、多くの保護者や学校関係者の参加のもとフォーラムを実施することができた。フォーラムの内容については昨年講演頂いた山中守先生をコーディネーターとしてパネルディスカッションを行なった。特に昨年のフォーラムでメディア上の有害環境対策の必要性を保護者に訴え関心をもってもらったことに引き続き、さらにメディアの利便性についても言及し会場からの質疑様々な分野のパネラーの意見交換により昨年をさらに精査した内容であった。主催者側にとってもこの事業が広範囲にわたって色々な観点で考えなければならない問題だということであらためて認識させられた。

(3) 各関係機関の連携の強化について

まず、今回の事業を2年目として県PTA連合会が中心になって実施できたことは、次世代を担う本県の子どもたちの健全育成に大きく貢献したと考える。その、大きな目的はもちろん有害環境から子ども達を守ること、メディアの利便性を最大限に活用する能力を身に付けることにあるが、保護者としてこの事業に取り組めたことにより、家庭での子どもと保護者自身のモラル意識の向上には大きく作用したと考えられる。特に今年度は有害環境の実態調査から各関係機関への撤去申し入れ、自己管理能力を子ども達に身につけさせるためのアドバイザーの窓口など、点で取り組んでいたものがすこしづつ線で結ばれ始めた。そのことも

2年目の大きな功績といえる。その意味でのマスコミ、通信企業、学識者、警察、青少年健全育成の担当部局、教育委員会、学校教育関係者、PTA組織による実行委員会の存在はさらに大きいといえる。

さまざまな視点から現在の子どもたちの置かれている現状や、どのような取り組みが必要かについて話し合いを十分持つことができ共通理解を図ることができた。また、講座の指導者の方ともつながりができた。このような点からも連携体制はかなりできたと考えるし、今後もうまく活用していければメディア上の有害環境対策をより推進していけるものとする。

2 今後の課題

今回講座を実施するにあたって、参加者の実態を十分に把握できていなかった部分がある。インターネットや携帯電話の利用状況などを事前に十分把握しておくことで、より効果のある講座を実施できると思う。また、保護者と子どもの話し合いはとても効果的であるので、時間を十分に確保できるよう講座の時間配分を考えていく必要がある。

メディア上の有害環境は、情報化社会が進めばその問題の中身も変化していくし、今後ますます多くなっていくことが予想される。多くの保護者はこのような情報を十分把握せずに子どもたちに利用させている部分がある。というのもそのような情報が、何か問題が起きないとマスコミ等でも取り上げられず情報を入手する機会が少ないためと考えられる。子どもたちを有害環境から守るためには、学校や家庭でその利用の仕方について十分話し合ったり、正しい利用の仕方を学んでいくことはもちろん大切であるが、行政や学校、関係団体等が連携してもっと多くの保護者がメディア上の影の部分について学ぶ機会の提供を図っていく必要がある。

本事業を実施してきて、保護者から子どもたちが、問題に巻き込まれた時、相談する相手が分からないという意見も聞かれた。具体的にどこに相談し、どのように対応していけばよいのか等の情報を伝えていくことも必要だと考える。

利用する側がいかに気をつけていても、情報を悪用する一部の人間がいるのは事実である。子どもたちを有害情報から守るためには、このような人間を取り締まるための法的な規制も必要になってくると思うが、まずは、社会全体で子どもたちを有害環境から守っていこうという機運の醸成を図る必要がある。そのためには、行政、企業、民間が連携協力してこの事業をより一層推進していく必要がある。

特に地域に置いて、まず身近な所から子どもたちの目に触れやすい有害環境を取り除く活動などを地域全体で協力して実施していく必要がある。

資 料

熊本県青少年を取り巻く有害環境対策実行委員会設置要項

(目 的)

第1条 子どもたちの健全な成長に大きな影響を及ぼしているインターネットをはじめとするメディア上の有害情報への対策を推進する事業の適切な実施を図るため熊本県青少年を取り巻く有害環境対策実行委員会（以下「委員会」という）を設置する

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する

- (1) 事業の計画の策定に関すること
- (2) 事業の成果の検証及び報告書の作成に関すること
- (3) その他、事業の推進に必要な事項に関すること

(組 織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする

(委員長)

第5条 委員会に委員長をおき、熊本県PTA連合会長がこれを兼務する

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する
- 3 委員長が不在の時は、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という）は、必要に応じて会長が招集する

- 2 会議の議長は、委員長とする

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、熊本県PTA連合会に置く

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する

この要項は、平成17年4月1日一部改正。同施行

平成17年度 熊本県青少年を取り巻く有害環境対策実行委員名簿

	構 成	氏 名	所 属 等
1	P T A 関 係	曾 我 邦 彦	熊本県 P T A 連合会長
2		三 浦 豊	熊本県 P T A 連合会副会長
3		木 村 照 一	熊本県 P T A 連合会広報委員長
4		塚 田 覚 栄	熊本県 P T A 連合会広報委員
5		瀧 本 龍太郎	熊本県 P T A 連合会広報委員
6		田 代 篤 男	熊本県 P T A 連合会広報委員
7		溝 口 峰 男	熊本県公立高等学校 P T A 連合会長
8		辻 和 久	熊本県私立中学高等学校振興協議会副会長
9	警 察 関 係	高 木 哲	熊本県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター第一係長
10	行 政 関 係	木 村 勝 美	熊本県教育庁義務教育課教育審議員
11		前 川 嘉 宏	熊本県教育庁社会教育課教育審議員
12		戸 田 俊 文	熊本県立教育センター教育工学室長
13		宮 田 敏 郎	熊本県教育庁教育政策課指導主事
14		亀 山 隆 紀	熊本県環境生活部交通安全・青少年課青少年班長
15	学 校 教 育	山 中 守	熊本大学教育学部教授
16		久 島 龍 彦	熊本県小学校長会（健軍小学校）
17		島 村 正 明	熊本県中学校長会（東部中学校）
18	メディア関係	荒 木 昌 直	熊本日日新聞社熊本総局長
19		釘 本 洋	N T T 西日本総務担当課長
20	事 務 局	福 島 伸 二	熊本県社会教育課社会教育主事
21		吉 田 晃	熊本県 P T A 連合会事務局長
22		川 下 佳津恵	熊本県 P T A 連合会職員

平成17年度 「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」事業 実施要項

1 趣 旨

昨今の青少年を取り巻くメディア上の有害情報は子どもたちの健全育成に大きな影響を及ぼしている。その対策を推進するために関係者からなる実行委員会を組織し、子どもや保護者を対象としたメディア対応能力育成事業や啓発活動事業、地域で有害情報から青少年を守る取り組みを実施する。

2 事業内容

有害環境対策の推進を図るため、各関係機関との連携を深め、次のような事業を展開する。

(1) 実行委員会の開催

- ・ 県内の現状について把握するとともに各関係機関による推進体制の整備を図る。
- ・ 本事業の推進方法について協議するとともに、本事業の成果を広報啓発する。

(2) モデル事業の実施

- ・ 地域で有害情報から青少年を守る取組として、地域の商店やコンビニ、ビデオショップ等での区別陳列等の実施調査と有害図書等の自動販売機の撤去申し入れ活動を実施する。
- ・ メディア対応能力育成事業として、モデル地区（単位PTA）を指定し、ある一定の期間に5回程度の講座を開催し、新聞記事やニュース等を活用しながら、メディア対応意識及び能力の向上を図る。また、子どもと保護者を対象にした講座の実施（県内8カ所程度）
- ・ 啓発活動事業として、有害環境対策推進フォーラムを開催し、モデル地区の実践発表、有識者や大学生とのパネルディスカッション等を予定。

平成17年11月20日（日）

- ・ 保護者や子ども向けのリーフレットを作成し配付し、本事業の成果をまとめた報告書を作成する。
- ・ 熊本県PTA連合会と連携して親子ふれあいデー（ノーテレビ・ノーゲーム）の推進を図るためのリーフレットを作成し配付する。

3 その他

- ・ メディア対応能力育成講座については、単位PTAや郡市PTAの協力を得て実施する。

4 事業実施期間

委託を受けた日から平成18年2月28日

熊本県青少年を取り巻く有害環境対策実行委員会（熊本県P T A連合会内）

〒860 - 0842 熊本県熊本市南千反畑町3 - 7 県総合福祉センター4階

TEL 096 - 354 - 5919 FAX 096 - 354 - 5913